

# 市政トピックス

## マイナンバーカードが健康保険証として 利用できるようになりました!

詳細 ICT推進室(マイナンバー制度担当) ☎(32)6629

マイナンバーカードの健康保険証利用の本格運用がスタートしました!**顔認証付きカードリーダーが設置された医療機関・薬局で利用できます。**※これまでの健康保険証も従来通り使えます



### どんないいことがあるの?

**就職・転職・引越しをしても健康保険証として  
ずっと使える!**

医療保険者が変わっても、マイナンバーカードを健康保険証としてずっと使うことができます。

※医療保険者への各種届け出は、引き続き必要です

**マイナポータルで確定申告の医療費控除が  
簡単にできる!**

令和3年分の確定申告から、医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて医療費通知情報の自動入力が可能になります。

※令和3年9月分以降の医療費通知情報が自動入力できるようになります

**マイナポータルで薬剤情報や医療費が確認できる!**

マイナンバーカードでマイナポータルにログインすると、特定健診の結果や処方された薬剤の情報、医療費情報を確認できます。また、医療機関の窓口で本人が同意すれば、医師と共有することもできます。

※特定健診情報の閲覧は、医療保険者によって開始時期が異なります。また、ご自身の診療情報がマイナンバーとひもづくことはありません

**窓口への書類の持参が不要に!**

限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

### どこで使えるの?



**このステッカーがある医療機関・  
薬局で利用できます**

※対象の医療機関・薬局は、徐々に拡大していく予定です。令和5年3月末までにおおむね全ての医療機関などでの導入を目指すこととされています

### どうやって使うの?



**医療機関や薬局で  
マイナンバーカードを  
カードリーダーに  
かざすだけで使えます!**

※医療機関の窓口でマイナンバーカードは預かりません

### 利用申し込みはカンタン!

利用の申し込みは、マイナポータルやセブン銀行のATM、市内4カ所の特設窓口でできます。医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーでも利用申し込みできますが、待ち時間短縮のため、事前の申し込みをお勧めします。



### よくある質問

**Q.マイナンバーを見られるのが不安です**

A.医療機関や薬局の窓口職員が、マイナンバーを取り扱うことはありません。もし見られたとしても、他人があなたのマイナンバーを使って個人情報を不正に閲覧したり、行政手続きを勝手に行うことはできません。



**Q.マイナンバーカードを持ち歩いても大丈夫なの?**

A.健康保険証として使えるようになって、受診歴や薬剤情報などプライバシー性の高い情報がカードに記録されることはありません。落としたり、なくしたりした場合は、下記フリーダイヤルで24時間365日体制でカードの一時利用停止を受け付けています。

**Q.全ての医療機関・薬局で使えるようになりますか?**

A.国では、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるよう、医療機関・薬局のシステム整備を支援しており、「令和5年3月末にはおおむね全ての医療機関などでの導入を目指す」としています。

**マイナンバーカードの申請や健康保険証利用の申し込みは、市内4カ所の特設窓口が便利です!**

特設会場 ①市役所本庁舎2階 ②勇払公民館 ③のぞみコミュニティセンター ④沼ノ端交流センター  
開設日時 ①②8時45分～17時15分 ③④9時～17時 (いずれも平日)

マイナンバーカードの申請に必要なもの マイナンバーの通知カード(お持ちの方)、本人確認書類2点、住基カード(お持ちの方) ※申請に必要な顔写真は、会場が無料撮影しています  
マイナンバーカードの健康保険証利用の申し込みに必要なもの マイナンバーカード(4桁の暗証番号の入力が必要) ※代理人による手続きはできません



マイナンバーカードの健康保険証利用について詳しくは

マイナンバー  
総合フリーダイヤル

0120(95)0178

マイナ  
受付時間(年末年始を除く)

平日 9時30分～20時 土日祝 9時30分～17時30分